

ハーグ条約の概要

<正式名称>

- ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約
- ・Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction
- 締約国は2021年4月現在, 101か国
- 日本は2014年1月24日に署名・受諾。2014年4月1日より発効

<基本的な考え方> 子の利益が最も重要

- ① 条約締約国の間において, 一方の親に国境を越えて不法に連れ去られ, または留置された子の返還を確保
 (両親の国籍は問わない)
 ⇒ 原則: 不法に連れ去り・留置された子は, 原則として元の居住国(常居所地国)へ返還する。
 例外: 子が心身に害悪を受ける重大な危険がある場合等
- ② 国境を越えた親子の面会交流を促進
 (不法な連れ去り等の有無は無関係)

ハーグ条約締約国 (2021年4月現在, 101カ国)

※赤字下線は日本との間で事案がある国・地域 (41カ国・1地域)

アジア
シンガポール
スリランカ
タイ
韓国
 中国 (香港, マカオのみ)
 日本
フィリピン
 パキスタン*

大洋州
オーストラリア
ニュージーランド
フィジー

北米
米国
カナダ

中南米
アルゼンチン トリニダード・トバゴ
ウルグアイ トバゴ
エクアドル ニカラグア
 エルサルバドル パナマ
 ガイアナ* バハマ
 キューバ* パラグアイ
グアテマラ バルバドス*
コスタリカ ブラジル
コロンビア ベネズエラ
 ジャマイカ ベリーズ
 セントクリストファー・ネービス ペルー
 チリ ボリビア*
 ドミニカ共和国 ホンジュラス
メキシコ

中東
 イスラエル
 イラク
トルコ

欧州
 アイスランド
アイルランド
 アルバニア
 アルメニア
 アンドラ
イタリア
ウクライナ
 ウズベキスタン
英国
 エストニア
 オーストリア
オランダ
 カザフスタン
 キプロス
 ギリシャ
 クロアチア
 サンマリノ
 ジョージア
スイス
スウェーデン
スペイン
スロバキア
 スロベニア
 セルビア

チェコ
 デンマーク
ドイツ
 トルクメニスタン
 ノルウェー
ハンガリー
フィンランド
フランス
 ブルガリア
ベラルーシ
ベルギー
ポーランド
 ポスニア・ヘルツェゴビナ
 ポルトガル
 北マケドニア共和国
 マルタ
 モナコ
 モルドバ
 モンテネグロ
 ラトビア

リトアニア
ルーマニア
 ルクセンブルグ
ロシア

アフリカ
 ガボン
 ギニア
 ザンビア共和国
 ジンバブエ
 セイシェル
 チュニジア*
 ブルキナファソ
南アフリカ
 モーリシャス
 モロッコ
 レソト

* 日本との間では未発効

これまでの申請実績

	返還援助申請	面会交流援助申請
日本に所在する子に関する申請	155(うち援助決定は134件) 米39、豪15、仏8、独7、英7、加5、伯5、シンガポール4、伊4、露4、香港3、西3、スリランカ3、ニュージーランド3、スイス3、韓2、トルコ2、タイ2、アルゼンチン2、アイルランド2、ハンガリー2、メキシコ2、フィジー1、コロンビア1、スウェーデン1、ベルギー1、ウクライナ1、フィリピン1、パラグアイ1 (審査中2、却下等19)	124(うち援助決定は107件) 米50、英10、豪9、加6、仏5、ニュージーランド5、シンガポール5、独4、メキシコ2、伊2、タイ1、コスタリカ1、スウェーデン1、フィンランド1、チェコ1、コロンビア1、伯1、スイス1、ベルギー1 (却下等17)
外国に所在する子に関する申請	128(うち援助決定は112件) 米23、フィリピン12、タイ11、伯8、韓7、仏6、露6、ペルー5、独4、豪4、ポーランド3、スリランカ3、スウェーデン3、英3、加2、香港2、伊1、西1、スイス1、南ア1、スロバキア1、ルーマニア1、ペラルーシ1、エクアドル1、チェコ1、グアテマラ1 (審査中4、却下等12)	35(うち援助決定は34件) 米7、露3、加3、独3、ウクライナ2、タイ2、韓2、英2、アイルランド2、オランダ2、豪1、ウルグアイ1、ポーランド1、香港1、フィジー1、シンガポール1 (取下げ1)
合計	283(うち援助決定は246件)	159(うち援助決定は141件)

※ 2021年4月1日時点の数字